

# 地域安全ニュース

池田地区防犯協会  
池田警察署 572-0110  
みんなでつくろう  
安心の街

## 子どもの防犯対策『地域から』

十勝管内で児童・生徒への「声掛け」など不審者事案が発生しています。警察署は子どもだけでなく、地域が一体となった防犯意識の徹底と対策を呼びかけています。

### 【時間帯と場所に注意】

一般的には、午後2時から同6時頃に犯罪が発生しています。これは下校時から夕食までの時間帯で、帰宅後、塾などの習い事に通う時間でもあります。最近では朝の登校時の被害も増えています。「1人で行動する時間帯」が最も危険であると言えます。防犯上、できるかぎり1人で遊ばない、1人にならないようにしましょう。

被害に遭う場所は、約5割が駐車場です。

## 後絶たぬ架空請求被害

身に覚えのない料金を請求するはがきやメールが届いた・脅迫やせかす話ほど冷静に、心配なら即刻通報・相談をしましょう。

まず、このような未納料金を請求されても決して相手に連絡しないことが重要です。架空請求のはがきやメールなどは、消費者の情報を完全に特定した上で送られているわけではありません。

支払方法も、相手から指示をされることがほとんどです。「コンビニやATMに行ってお金を支払え」と指示するのはすべて詐欺。絶対に支払わないでください。

「俺だけ、明日家にいる？」等と突然電話がかかってくる予兆電話の相談が多数寄せられています。詐欺は突然の電話で様子をうかがってきます。

あなたは離れて暮らすお子さんやお孫さんだと思っていないですか？

## 特殊詐欺防止を目指して

池田警察署生活安全係署員が、特殊詐欺防止を目指して紙芝居でわかりやすく講話を行なっています。参加された方から、大好評の声が寄せられています。地域団体、公区・町内防犯会、熟年会、婦人会の皆さん、お気軽に講話依頼をお寄せください。

池田警察署 015-572-0110 (内線 262)

駐在だより  
**はるにれ**  
～みんなで築こう 安全で安心な大地～  
http://www.ikedaya-syo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002  
作成：平野正典

## 夏の交通安全運動の実施

夏の交通安全運動の実施 7月11日～7月20日

「ム」チャするな  
「ジ」カンにゆとり  
「コ」コロのよゆう

- 飲酒運転の根絶(7月13日は飲酒運転根絶の日)
- スピードダウンと居眠り運転の防止
- 全ての座席のシートベルトの着用

集中力の低下に注意し、  
眠気を感じたら休憩を取りましょう  
スピードの出し過ぎ、  
無理な追い越しは絶対にやめましょう  
車に乗ったら、  
全ての座席でシートベルトを締めましょう

## 知っていますか？北海道自転車条例

- 自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射機材をつけましょう。
- 万が一に備えて、自転車損害賠償保険に加入しましょう。



## 海や川での水難事故防止

- 波の力で倒されたり、沖に流される危険があります  
水辺で遊んでいる子どものそばから離れず、目を離さないようにしましょう。
- 指定された海水浴場内で遊泳しましょう  
遊泳禁止区域では、離岸流や急な深み等多くの危険があります。
- 体調不良時や飲酒後の遊泳は危険です  
体調不良時やお酒を飲んだ後は呼吸が乱れやすいので入水を避けましょう。
- 釣りをするときは救命胴衣を必ず着用して、安全な場所で行いましょう  
高波時の防波堤、流れが速い岸边、滑りやすい岩場には近寄らないようにしましょう。
- 水上オートバイは遊泳区域に入らないこと  
安全航行に努め、救命胴衣を装着しましょう。

# Toyokoro Letter

地域づくり推進員 鎌本真理から  
「とよころ」のステキを紹介します。



“移住体験モニターツアー”と一緒に企画しませんか？

総合プロモーション事業の一環で開催している第3回「いもコジ会議」が6月21日(木)に行われました。

今回の会議では、(株)LifeLabの野澤一盛さんを講師に、一次産業と農業が中心の人材採用支援や就業相談に関するセミナーを行い、“新規就農”ではなく“就労”という視点から、地域の産業を守っていく考えなどを学びました。

参加者は野澤さんがコーディネートされた事例を知って、新たな発見があったようです。このようなキッカケがたくさんあれば、地域産業も

ますます活性化される契機になるのではないのでしょうか。

またセミナー終了後には、9月7日から9日で実施する「移住体験モニターツアー(ポスター右)」の内容について意見を出し合いました。

「2泊3日で体験する豊頃町の田舎暮らし」と銘打って、道内外の若者に、まずは豊頃町を知ってもらおうという考えで、受け入れの対応など「豊頃団志」で話を深めていくことになります。

次回「いもコジ会議」第4回は7月19日(木)に開催予定です。

皆さん、ぜひお集まりください！



Facebookにて「ToyokoroLetter」を運営中  
お気軽にフォローよろしくお願いします♪

**TOYOKORO INTERNSHIP!**  
~2泊3日で体験する豊頃町の田舎暮らし~

参加対象者：豊頃町在住、北海道在住の高校生、大学生、社会人、外国人  
9月7日(金)～9月9日(日) [仮定] [仮定]

詳しくは企画課までお問合せください

## 豊頃町空き家・空き地利活用事業補助金

空き地の購入・空き家の賃貸料の一部を補助します

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き地の購入、空き地の賃貸料の一部に対して補助金を交付します。

### 対象物件

「豊頃町空き家等情報バンク」に登録された住宅の建築が可能な空き地および居住可能な空き家。

### 補助対象者

- ① 町内在住者または移住者で、空き地を購入し、購入後3年以内にその土地に住宅を新築する方。
- ② 移住者で、空き家を賃借する方。

### 補助金額

- ① 空き地の購入費用(租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く)または、国税庁における土地の評価方法(倍率方式)に準じて計算された評価額の低い方の額の2分の1とし、限度額は50万円。ただし、移住者および子育て世帯については限度額は70万円。
- ② 家賃月額額の2分の1とし、限度額は月2万円。ただし子育て世帯については、限度額は月3万円(最大24か月分)

### 特記事項

定住促進等住宅取得補助金と併用可。

### 手続き

上記のほか、各種要件がありますので、詳細は企画課までお問合せください。

## 豊頃町空き家情報バンク制度

空き家等情報バンクにご登録ください

この制度は町内にある空き家等の情報を登録し、インターネット等を通じて本町に興味を持つ方々に公開することにより、物件の有効活用を図り地域の活性化を促進する制度です。

空き家・空き地等を「貸したい」「売りたい」とお考えの方はぜひ、本制度のご活用をご検討ください。

※本制度は町が売買・賃貸の仲介を行うものではありません。

※売買・賃貸交渉および契約等は当事者間で行っていただきます。

※登録にあたっては、登録申込書等の手続きが必要となりますので、制度の詳細は担当係へお尋ねください。

詳しくは企画課までお問合せください



問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216